

平成30年2月定例会 総務委員会（事前）

平成30年2月9日（金）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

井川委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

議事に入るに先立ち、御報告いたします。

昨日の議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち議案第74号、平成29年度徳島県一般会計補正予算（第5号）については、本日の委員会で十分審査し、開会日には委員会付託を省略して議決することと決定いたしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成30年度徳島県一般会計予算
- 議案第60号 徳島県迷惑行為防止条例の一部改正について
- 議案第61号 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について
- 議案第62号 徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第64号 徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の特定事業契約について
- 報告第2号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

鈴木警察本部長

私からは、昨年の本県の治安情勢と本年の県警察の主要施策について、御報告いたします。

まず、治安のバロメーターとされる刑法犯認知件数は、3,694件と過去最多であった平成15年の約3割にまで減少し、その検挙率は約5割を維持したほか、人身交通事故の発生件数も13年連続で減少するなど、数値上の治安は改善傾向にあります。

その一方で、近年はストーカーやDV、児童虐待などの人身安全関連事案の認知件数が高い水準で推移しており、特殊詐欺についても高齢者を中心に大きな被害が発生し、また高齢者が当事者となる交通事故の割合が増加しているほか、サイバー空間や国際テロの脅威など、依然として厳しい情勢にあると認識しております。

さらに、今後発生が懸念されている南海トラフ地震をはじめとするあらゆる自然災害に

的確に対処できるよう活動拠点の整備，機能強化等を計画的に進める必要があると考えております。

こうした情勢を踏まえ，県警察では，本年の運営指針を昨年に引き続き，「安全安心を誇れる徳島県の実現～県民を守る『力強い警察』の確立～」と定め，各種施策を推進してまいります。

それでは，主要施策の5項目について御説明いたします。

第1は，身近な犯罪の徹底抑止であります。

自転車盗や車上狙いなどの街頭犯罪の認知件数は1,141件と，平成13年ピーク時の約17%にまで減少し，また空き巣や出店荒らしなどの侵入犯罪の認知件数は150件と，平成14年ピーク時の約15%まで減少したところであります。

これら減少傾向が確かなものとなるよう，犯罪発生状況の分析に基づくパトロールや防犯ボランティア団体と連携した街頭活動，安心メールをはじめとする情報発信，自治体，事業者など地域社会を主体とした防犯カメラの設置拡充に努めます。

さらに，今議会に盗撮行為等の規制を拡大する迷惑行為防止条例の一部を改正する議案を上程し，引き続き社会全体の防御力の強化に努め，地域の情勢に即した犯罪抑止対策を推進してまいります。

次に，人身安全関連事案の認知件数については，ストーカー事案は166件，DV事案は405件，児童虐待事案は222件という状況にあります。

これら事案に対しては，認知段階から最悪の事態を想定し，被害者の安全確保に努めているところであり，また今春を目途に，児童虐待事案の情報を全ての警察署で共有する管理システムの開発を進めているほか，県内の大学と連携し，ストーカー被害の実態調査，研究等に取り組む予定であります。

また，去年はストーカー規制法が改正施行され，SNS連続メッセージ送信等による事件を4件検挙しているところであり，引き続き各種法令を積極的に適用するほか，関係機関との一層の連携強化により，事案の未然防止に向けた取組を推進してまいります。

次に，特殊詐欺については，認知件数63件，被害金額約9,282万円であり，被害抑止は71件，約3,229万円に上るほか，だまされた振り作戦等により24件，8人を検挙したところでもあります。

引き続き，コールセンター事業により高齢者への注意を促すとともに，全ての世代に対して，コンビニエンスストア，金融機関等との協働による水際対策を強力に推進し，被害の未然防止と検挙の両輪で対策を強化してまいります。

第2は，重要犯罪等の徹底検挙であります。

去年の殺人，強盗などの重要犯罪は，認知件数47件，検挙件数48件，検挙率は102.1%と全国第5位を記録し，また侵入盗やひったくりなどの重要窃盗犯の認知件数は331件，検挙件数222件，検挙率約67%と全国平均を上回る結果を得たところであります。

こうした重要犯罪等の発生は，県民の体感治安の低下につながることから，引き続き未然防止に努めるとともに，発生時には捜査力を集中的に投入するほか，DNA型鑑定等の科学捜査を徹底し早期検挙に努めてまいります。

次に，暴力団対策については，六代目山口組の分裂以降，対立抗争集中取締本部を設置しており，去年は暴力団組員による拳銃使用の殺人未遂事件を早期に検挙したところであ

りますが、引き続き暴力団の壊滅・弱体化に向け、徹底した取締りや情報収集等の取組を推進してまいります。

なお、平成31年に施行される取調べの録音・録画制度等の義務化を見据え、適正な運用が図れるよう、取調室への録音録画装置の整備など所要の準備を進めてまいります。

第3は、交通死亡事故の徹底抑止であります。

昨年の交通事故については、死者数34人と前年と比較して15人減少しましたが、死者数の約6割が高齢者であるほか、高齢運転者が関与する人身交通事故が約4割を占めるなど、高齢者の事故防止対策が喫緊の課題であると認識しております。

そのため、昨年は加齢等で運転に不安のある方に対して、運転経歴証明書の郵送や家族等による代理返納の手続を可能としたほか、運転免許を自主返納した方等の支援措置として、地域包括支援センターと連携した生活支援連絡制度を開始したところであります。

さらに、全国初となるカラーユニバーサルデザインを特徴とした横断歩行者用の光る押しボタン箱を工業技術センター等と共同開発し、高齢者や障がい者に優しい交通環境の整備にも努めております。

今後も、関係機関・団体との連携を強化し、セーフティ・サポートカーの体験乗車やドライビングシミュレータを活用した参加・体験型の効果的な交通安全教育を充実するほか、持続可能な地域公共交通網の形成を自治体等に働き掛け、運転免許を自主返納しやすい環境整備などにより、高齢者の交通事故防止に努めてまいります。

また、県警察では本年を、交通マナーアップとくしま・セカンドステージと位置付け、日本一安全な交差点を目指すとともに、県民の交通安全意識の向上に向けた総合的な対策を推進し、悲惨な交通事故を1件でも減少させるよう努力してまいります。

第4は、大規模災害、テロ等への徹底対処であります。

昨年は、九州北部の豪雨災害に伴い、福岡県に緊急災害警備隊等33人を特別派遣し行方不明者の捜索活動に当たったほか、徳島県総合防災訓練をはじめ、他県警察と合同により倒壊家屋など実災害を想定した訓練ユニットを活用した救出救助訓練を実施しております。

さらに、災害対応能力を向上させるため、県指定自動車教習所協会と災害時における自動車教習所の施設、重機、燃料等の利用・提供に関する協定を締結したところであり、災害応急活動に当たる各部隊の運用強化につなげてまいります。

県警察においては、引き続き南海トラフ地震はもとより、中央構造線・活断層地震や豪雨災害などあらゆる自然災害に対し、迅速かつ的確な対処ができるよう初動対応訓練や装備資機材の習熟訓練、自治体や関係機関と連携した災害警備訓練を実施し、対処能力の向上に努めてまいります。

また、厳しさを増す国際テロ情勢を踏まえ、JR阿南駅において列車を用いた合同テロ対応訓練を実施したところであり、テロの未然防止に向けた諸対策を推進してまいります。

第5は、組織基盤の徹底強化であります。

本県では、人口の減少や地域的偏在化、高齢化の進展など、地域や社会の情勢が大きく変化しております。また県民の警察へのニーズも多様化しており、警察は、限られた人員を最大限に活用し、これら情勢の変化に的確に対応していかなければなりません。

県警察では、昨年3月、警察署再編整備等総合計画を策定し、警察署の統合や運転免許更新センターの設置、出張型運転免許更新手続、テナント型交番の設置などに取り組んでいるところであります。引き続き、本計画の具現化に向けた取組を進めるとともに、徳島東警察署新庁舎整備事業をはじめ、PFI手法による駐在所の一括整備など、重要課題にも着実に取り組んでまいります。

また、現場において事件・事故に対処する職員が、その能力を最大限発揮できるよう、業務の合理化・効率化はもとより、時差出勤、勤務地居住の原則緩和など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した柔軟な組織運営に努めるほか、女性警察官の採用・登用拡大にも積極的に取り組んでまいります。

以上、県警察が取り組む本年の主要施策について御説明いたしました。

引き続き、委員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

尾田警務部理事官

私からは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料に基づきまして、平成30年度当初予算案等について御説明申し上げます。

説明資料の4ページをお開きください。

平成30年度警察本部当初予算額は、214億4,125万6,000円で、前年度当初予算額と比較して6億9,866万円、率にして3.4%の増額となっております。

財源につきましては、表右側にあります財源内訳欄に記載のとおりです。

次に、5ページを御覧ください。

ただいま申し上げました当初予算案について、事項ごと御説明いたします。

まず、公安委員会費として1,234万7,000円を計上しております。その内訳といたしましては、①公安委員3名の報酬598万6,000円、②公安委員会の運営及び風俗営業関係等の許可事務に要する経費636万1,000円を計上しております。

次に、表2段目の警察本部費として177億2,705万円を計上しております。その内訳といたしまして、①警察職員の給与163億3,678万5,000円のほか、警察施設の光熱水費等、維持管理に要する経費などで13億9,026万5,000円を計上しております。

次に、表3段目の警察施設費として8億2,198万9,000円を計上しております。内訳は、①交番、駐在所等整備事業費として、交番の建替え、駐在所のリフォーム整備、駐在所整備PFIアドバイザー事業経費などで1億1,898万1,000円、②警察署整備事業費として、徳島東警察署施設整備等事業、徳島北・小松島警察署庁舎等の防災機能の強化などで6億966万7,000円、③警察職員宿舎整備事業費として、老朽化した職員宿舎の解体経費9,334万1,000円をそれぞれ計上しています。

次に、表4段目の運転免許費として、運転免許試験や行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費などで7億4,954万1,000円を計上しております。

次に、表最下段の恩給及び退職年金費として、恩給受給者に対する恩給等に要する経費として2,285万円を計上しております。

続きまして、6ページをお開きください。

警察活動費として21億747万9,000円を計上しております。内訳は、①装備品の整備及び運営に要する警察装備費として2億941万円、②交番、駐在所等の地域活動等に要する一

般警察活動費として3億8,654万4,000円、③犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する刑事警察費として2億8,599万3,000円、④交通事件・事故捜査及び交通指導取締りに要する交通指導取締費として2億1,866万3,000円、⑤交通安全施設整備事業費としては、国庫補助対象事業として信号機の高度化等に要する経費2億6,846万6,000円、県単独事業として交通信号機の整備、道路標識・標示の更新等に要する経費3億6,390万3,000円、そのほか交通安全施設の電気代や維持補修に要する経費3億6,371万2,000円、計9億9,608万1,000円を計上しております。最後に、⑥道路交通情報を提供する業務の委託経費として、道路交通情報提供費1,078万8,000円を計上しております。

続きまして、7ページを御覧ください。

債務負担行為についてでございます。

まず、上段の駐在所整備等PFI事業契約については、駐在所整備をPFI事業として平成30年度中に事業契約することとしており、設計から建設及び維持管理までを含めた平成30年度から平成60年度までの経費9億7,000万円。

次に、下段の指紋情報管理システム電子計算機等賃貸借契約については、現行システムを更新して平成31年度から新システムの運用を開始することとしており、平成31年度から平成36年度までの6か年分の賃貸借経費3億7,324万8,000円について、あらかじめ議決を受けようとするものでございます。

以上、平成30年度当初予算案等について御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

逢坂生活安全部長

徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

お手元の説明資料8ページを御覧ください。

本条例案は、スマートフォンの普及や撮影機器の小型化等、社会情勢の変化により、現条例の盗撮行為やのぞき見行為の規制対象場所であります、公共の場所・公共の乗り物に含まれていない事務所や教室等、不特定又は多数の人が利用するような場所又は乗り物あるいは住居等において、盗撮行為・のぞき見行為が発生している状況がありますことから、県民等の平穏な生活の保持に資するため、規制対象場所を拡大するなど所要の改正を行うものです。

次に、改正の概要について御説明いたします。

1点目は、盗撮行為・のぞき見行為の規制対象場所の拡大でございます。

従来の公共の場所、公共の乗り物に加え、集会場、事務所、教室、貸切バス、タクシー、その他の不特定又は多数の人が利用するような場所又は乗り物といった準公共空間と呼べるような場所、さらに住居、浴場、便所、更衣室、その他、人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいるような場所を規制対象場所とし、これらの場所にいる人の通常衣服等で覆われている下着又は身体をのぞき見し、又は撮影してはならないこととしました。

2点目は、規制行為の追加でございます。

規制対象場所において、下着等を撮影する目的で写真機等を向け、又は設置してはならないこととしました。

なお、本年4月1日施行を予定しております。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

石川交通部長

私からは、徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

お手元の説明資料9ページを御覧ください。

本条例案は、地方分権推進計画に基づき、前回の定期改正から3年が経過するに当たり、道路交通法施行令において規定されている運転免許試験等の手数料の標準が一部改正されるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、これを標準として警察関係の手数料を改正するものです。

今回の定期改正で改正するのは、10ページから18ページの別表に示しておりますとおり、増額となるのが62区分、減額となるのが55区分の手数料になります。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

鶴岡警務部長

お手元の説明資料の19ページにあります、徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

改正の理由は、国家公務員について、東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県警察職員の特殊勤務手当について所要の措置を講ずる必要があるためでございます。

以下、改正の概要について御説明いたします。

最初に、特定大規模災害等対処作業手当の創設についてでございます。

まず、死体の取扱いに関する特定の作業に従事したときには、定額以内で人事委員会規則で定める額を支給するものでございます。

次に、原子力緊急事態宣言があった場合に、特定原子力事業所敷地内において行う作業及び人事委員会規則で定める区域において行う作業に従事したときには、それぞれ定額以内で人事委員会規則で定める額を支給するものでございます。

続きまして、特定大規模災害に対処するための災害警備等手当の額の特例の創設についてでございます。

災害警備等に、人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の災害警備等手当の額について、本則の規定による額に人事委員会規則で定める額を加算して支給するものでございます。

最後に、施行期日につきましては公布日としております。

以上が、改正条例案の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

尾田警務部理事官

私からは、徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の特定事業契約について、御説明申し上げ

げます。

説明資料の21ページをお開きください。

本事業につきましては、さきの11月定例会において大林組グループを落札者と決定した旨の報告をいたしました。その後、同グループの代表企業である株式会社大林組が東京地方検察庁による捜索を受けたことから事業スケジュールに多大な影響を及ぼす可能性があります。平成29年12月21日、同グループから契約辞退届が提出されました。

その後、県警察におきましては、落札者決定基準に基づき次々点者であります四電工グループとの交渉を進め、去る2月5日、同グループが設立した特別目的会社、株式会社徳島県警PFIサービスとの仮契約を締結したところであります。

本定例会においては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定による、特定事業契約締結の議決を受けようとするものであり、契約金額につきましては資料エ（ア）のとおり、設計・建設業務に関する対価として57億4,275万9,202円に金利変動及び物価変動による増減額等を加算した額、（イ）維持管理業務に関する対価として17億8,886万8,800円に物価変動による増減額等を加算した額でございます。

以上、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

樫山首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、御報告させていただきます。

交通事故が6件でございます。

お手元の説明資料22ページを御覧ください。

1件目は、平成29年7月2日、警備部公安課員の運転する捜査用車両が片側1車線の国道から側道に右折しようとした際、追越しのため後方から対向車線上にはみだしてきた相手方車両に追突され、畑に転落した物損事故でございまして、県の賠償金額を6万2,097円と決定し、和解いたしました。

2件目は、平成29年9月6日、刑事部鑑識課員の運転する鑑識用車両が交通事故現場に臨場中、駐車場に駐車するため後退したところ、駐車中の相手方車両に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を38万8,800円と決定し、和解いたしました。

3件目は、平成29年10月10日、三好警察署員の運転するパトカーが交通事故現場から直線道路を走行して帰署中、路外駐車場から左折進入してきた相手方車両に衝突された物損事故でございまして、県の賠償金額を2万6,800円と決定し、和解いたしました。

4件目は、平成29年11月7日、徳島東警察署員の運転する二輪車が交通事故現場に臨場中、脇道から本線道路に進入する際、右方の車両通行状況のみを見て前方を確認しないまま発進したため、前方で停止していた相手方車両に追突した物損事故でございまして、県の賠償金額を5万4,983円と決定し、和解いたしました。

5件目は、平成29年11月13日、阿南警察署員の運転する捜査用車両が捜査業務から帰署中、駐車場において運転者が降車するためにドアを開けた際、突風にあおられて駐車していた相手方車両にドアが接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を7万8,551円

と決定し、和解いたしました。

6件目は、平成29年11月29日、板野警察署員の運転するパトカーがもめごとの現場に臨場中、狭い交差点において進路変更するため後退したところ、後方で停止していた相手方車両に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を15万9,937円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は以上でございますが、職員による交通事故につきましては絶無を期すものでありまして、県警察が組織を挙げて取り組むべき重要な課題として認識しており、今後とも、警察職員としての自覚と責任感を持った運転が行えるよう事故防止に向けた取組を反復、継続して進めてまいり所存でございます。

井川委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

（中山委員退席）

それでは初めに、徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の特定事業契約に関する質疑を行います。

質疑をどうぞ。

山西委員

ただいま御説明を頂きましたけれども、私からは、徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の契約議案について質問したいと思います。

さきの定例会で、落札者が大林組グループに決定した旨、報告を頂いておりましたけれども、うよ曲折ございました。これまで当委員会では、民間ノウハウの活用によるコスト縮減といった、PFI手法の特徴について議論を重ねてきたところでございますが、この点について、今回の契約議案の中でどのように反映されていくのか、何点か確認したいと思います。

まず、契約金額について、設計・建設と維持管理を合わせて75億円を越す大きな事業であります。庁舎の建築単価やコスト面を見て、過去の警察署や他の大規模事業と比較して妥当な金額かどうか、県警としてどのように認識しているか、お尋ねをしたいと思います。

高橋拠点整備課長

契約金額の妥当性についてでございます。

さきに、理事官から御報告いたしました。次期定例会において特定事業契約として75億3,162万8,002円の契約議案を提出予定としております。

この契約議案については、入札公告に示した予定価格約87億円から12億円が縮減されております。これは、PFIの特徴であると考えていますが、設計・建設、維持管理の一括発注、また本部庁舎と徳島東警察署庁舎のバンドリングの維持管理の包括化、また今回4

グループの参加がありまして、この競争原理が働いたものと考えております。

そこで、提案によりますと、施設整備費のうち庁舎整備費につきましては、1平方メートル当たり約38万円ということになります。過去で言いましたら10年近く前ですけれど、徳島北警察署や阿南警察署と同水準、またそれ以下でありますから、現在の建築物価の高騰状況を考えれば妥当なものであり、またPFIによる縮減効果が出ているという認識をしております。

山西委員

今回、次々点である四電工グループとの契約ということになりまして、提案額から約1億7,000万円もの減額をさせたとお伺いをしております。それにより、要求水準の充足、また維持管理や庁舎建設の質の低下、スケジュールの遅延など、事業への影響がないのかどうか、確認をしておきたいと思っております。

高橋拠点整備課長

11月定例会の防災対策特別委員会でも申しましたが、4グループからの提案というのは、いずれも要求水準を満たすすばらしいものであったというふうに認識をしております。有識者の審査委員会においては、絶対評価のもとで順位が付きますけれども、1位から4位までは、すばらしい提案があったと考えております。

1.7億円の削減であります。今回の契約に当たりましては、地方自治法に基づいて随意契約という形になっておりますけれども、その中での削減につきましては、四電工グループに対しまして、入札時に示した要求水準を満たすこと、また審査結果に影響を及ぼさないことを前提としつつ、価格の提示、協議を進めたところであります。

1.7億円の削減部分については、提案段階で華美な仕様となっている部分、また設備等について要求水準を満たすような形で見直しを行う考えであって、具体的には、来年度以降、設計協議を進めていくわけでありまして。その中で、相互確認を進めながら、クオリティの高い施設整備に努めていきたいと考えております。

また、事業のスケジュールにつきましても、当初の予定どおりこの2月議会で提案しておりますので、一部、将来の予期できない埋蔵文化財等の影響はありますけれども、そういうものがなければ予定どおり事業を進められるものと考えております。

山西委員

契約金額について、もう1点確認をしておきたいと思っております。

契約金額には、金利変動、それから物価変動等の内容が今回含まれているということでございます。これらの変動規定を盛り込んだ理由と、金額を見直す場合の具体的な基準について、確認をしておきたいと思っております。

高橋拠点整備課長

PFI事業は、長期にわたる事業でありまして、事業期間中の金利変動、物価変動によって事業者側の負担が増加する可能性が高くあります。こうした場合、これを全て事業者のリスクとした場合には、事業の不安定化につながるものと考えておりまして、いわゆ

るスライド規定を設けさせていただいたところであります。

具体的には、委員会資料21ページにもありますように、設計・建設業務の金利変動及び物価変動等につきましては、まず金利変動であります。入札前の平成29年4月時点の金利レート0.488%としており、これを提案の際の条件といたしました。これに対して、事業者が現に資金を借入れする時点、これは施設の引渡しと考えていますけれど、このときの金利レートと比較考量しまして、契約額の見直しを行うこと。

また、設計・建設業務に係る物価変動は、提案時と工事着手時の建築物価指数を比較し、この物価指数は国等から示される建築物価指数でありますけれども、これが1.5%以上の増減があった場合は、超えた部分を行政のほうで負担しようという考えであります。逆に、1.5%未満であれば、事業者のリスクであるということでもあります。

他方の維持管理業務は、物価変動を入れております。これは、各年のサービス価格の指数を比較して、提案時から3%以上の増減があった場合、変動率に基づき翌年度以降の契約額の見直しをしようというものであります。

通常の営繕工事においても、こうしたスライド規定が準用されているわけでありまして、過去に本県において実施したPFI事業においても、こうした変動を踏まえての契約内容となっているところでもあります。

山西委員

続いて、バリュー・フォー・マネー、VFMという聞き慣れない言葉でございますが、このVFMについては、PFI事業における最も重要な概念の一つであるということで、要は、総事業費をどれだけ削減できるかを示す指標であるというふうに理解いたしております。

このVFMという指標、確か入札前の公表では約5%の縮減効果があるというふうに答弁があったのではないかと記憶しておりますが、今回の契約金額を踏まえると、どの程度のVFMが発現するのか、その見通しについてお伺いしておきたいと思っております。

高橋拠点整備課長

PFI事業を実施するに当たって、従来手法と比較してどのような財政的なメリットがあるかということではありますが、これを示す指数がVFMということでもあります。

単年度の事業と比べまして、PFIは長期間の事業形態をとるわけでありまして、これを一定期間、現在かつ将来の貨幣価値等々を比較考量してVFMを算出することとしております。

委員からありましたように、我々が平成29年PFI法に基づく特定事業選定をした際は、VFMは5%程度でないかと公表しております。

本事業については、先ほども答弁しましたように、PFI事業で民間ノウハウが活用された、また4グループの競争原理が働いたということで、12億円の削減がなされたところでもあります。一概にこの12億円をもって、VFMが幾らかという話ではありませんけれども、現在のところ15%から20%のVFMの発現があるものと見込んでおまして、現在精査しておりますが、契約後3月以降には、この数字を具体的に示してまいりたいと考えております。

山西委員

最後でございますが、今回、当初落札と決定したグループの代表である株式会社大林組が、東京地方検察庁から捜査を受けるということで、コンプライアンスも重要であるということでございます。

今回、契約相手となる四電工グループには、準大手と呼ばれる建設業者も入っておりますが、仮に契約締結後に事業者が法令違反行為があった場合、警察としてどのように対応するつもりか。また、事業の進捗にも影響が出ると思っておりますので、そのあたりを最後に確認しておこうと思っております。

高橋拠点整備課長

契約締結後においては、構成員の法令違反があったからといって、我々県側から契約の変更を申し入れることは制度上、想定していないということでもあります。

ただし、先ほど特別目的会社、SPCを設立した旨の御報告をしましたが、先方のほうから我々の県の承諾を得た上で、各担当企業を変更することは可能となっております。

したがって、契約後において様々な事象が生じた場合は、事業に影響を与えない範囲で適切に対応してまいりたいと考えております。

山西委員

よく分かりました。本日は、財政的な観点から何点か確認をさせていただきましたけれど、今後、付託委員会でも事業者からの提案内容について、引き続き質問したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

山田委員

私のほうからも、この問題について聞いておきたいと思っております。

分かりきったことから聞くのだけでも、まず、さきの議会で大林組グループに決定したと。それからしばらくたって、今回の四電工グループ、次々点者になったわけですが、大林組グループの契約辞退の経緯を簡単に結構なので、教えてください。

また、次点者の清水建設グループもリニア談合と言われておりますけれど、そういうことで外して次々点者というふうになった経緯についてお伺いします。

高橋拠点整備課長

委員から御質問がありましたように、当初は大林組グループに決定したところでありますが、リニア関連事件等々で契約がまた変更になってきたわけでもあります。

本PFI事業については、選定委員会による審査を経まして、昨年12月4日に大林組グループを落札者として公表いたしました。その後12月8日、東京地方検察庁が偽計業務妨害で株式会社大林組の本社等を捜索しまして、更に12月21日、大林組グループから、今後の事業スケジュールに多大な影響を及ぼす可能性があるとして、契約辞退がなされたところであります。

引き続きまして、清水建設グループと契約を進めなかった理由であります。

次点者である清水建設グループの代表企業である清水建設株式会社も株式会社大林組と同様に、昨年12月18日に東京地方検察庁から本社等の捜索を受けたところであります。

役員等が逮捕された場合、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づきまして、指名停止の処分等が科される可能性があります。その場合、本事業の契約手続を円滑に進めることは困難でないかとの認識をいたしました。逮捕という行為で指名停止処分になるわけでありませけれども、逮捕はあくまで捜査手法の一環でありまして、事実の認否にかかわらず、証拠隠滅、逃亡のおそれがあった場合は、捜査機関の判断で逮捕する場合があります、その場合は指名停止の可能性があるということでもあります。

我々は、契約以前にはPFI法に基づいて基本協定を締結いたしますが、この基本協定を締結いたしますと、この事業者と事業契約に至らず建築費の20%の違約金を支払うことを考えた場合に、事業の契約手続のみならず事業のスケジュールにも大きな影響を及ぼしてしまう可能性があると考えました。

このような事情から、県警察といたしまして次点者ではありますけれども清水建設グループは随意契約の相手方には適当でないと判断したところであります。

今回は、落札者、次点者の代表企業がそれぞれ捜査を受けている特殊な状況でありますけれども、次々点者である四電工グループが適切な契約相手方であると判断しまして、今回の議案を提出することになったわけであります。

山田委員

念のために確認なんですけれども、11月議会で大林組グループに決まったということがありました。そういうことで、大林組グループの契約辞退によってペナルティが発生するのか、あるいは違約金等は発生しないのかという点についてもお答えください。

高橋拠点整備課長

大林組グループに対しましては、落札が決定し、その通知をいたしました。したがって、落札決定通知後の辞退ということになりますので、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱において、業務に関し不正又は不誠実な行為であるとして、指名停止処分の対象となりました。

辞退した大林組グループは、6社から構成する企業でありましたけれども、この契約辞退の原因は、株式会社大林組自体にあると認めまして、要綱に規定の共同企業体における措置等に準じまして、株式会社大林組のみを処分の対象と決定いたしました。

そこで県警察は、辞意を踏まえて平成29年12月22日に株式会社大林組に対して、本県の事務事業における入札の指名停止処分4か月を科したところであります。なお、違約金につきましては、基本協定の締結前でありましたので、違約金の対象とならないということでもあります。

山田委員

それで、四電工グループに決定したのですが、四電工グループの当初の入札金額、また清水建設グループ、大林組グループはどれくらいだったのか。

それと、先ほどの議論で1億7,000万円ぐらいという話もあったわけですが、その中身について、全体から見たら1億7,000万円は大きな額にはならないかも知れないけれども、それをいわゆる短期間で見積もってということになったわけでしょう。そんなことで無理がないのかとも思うのですが、その辺も含めて併せてお答えください。

高橋拠点整備課長

まず、額面についてからであります。大林組グループは75億3,166万9,667円でした。当初、四電工グループは77億31万1,219円でありますから、その差は約1億6,800万円という形であります。今回提出したのは75億3,162万8,002円でありますから、つまり大林組グループの75億3,166万9,667円を約4万円下がった数字で契約させていただくという形で議案提出を予定しております。

短期間に、このような協議でクオリティが下がるのではないかという御指摘であります。先ほども山西委員の答弁でいたしましたけれども、本事業の入札は、4グループから、いずれも要求水準を上回るすばらしい提案を頂いたところであります。選定委員会の審査においても絶対評価で行われて、大林組グループの総合得点が高かったところでありますけれども、ホームページにも掲載している評価項目別で見ると、提案ごとに優劣があったところでもあります。次点者、次々点者においても、現に警察署の設計や建築に携わっている実績のあるすばらしい業者でありまして、品質に問題があるということはありません。

したがって、先ほども答弁しましたが、来年度、具体的な設計に入りますけれども、これにおいてはクオリティの下がらない形の、より良い施設整備に努めてまいりたいと考えております。

山田委員

次点者の清水建設グループの入札金額も答えてほしい。

あわせて、今回、四電工グループということになったわけですが、顔ぶれを見てみると、東北地方の農林事業で談合というふうなことが報道された業者も入っているようですけれども、そういうことはしっかり検証されているのか。

今回、株式会社大林組にしても清水建設株式会社にしてもリニア談合疑惑ということになっていきますけれども、そういう面で言ったら、先ほども議論がありましたけれども本当に心配がないのか、しっかり調べることが必要でなかったかと思うのですが、この辺の状況について御報告ください。

井川委員長

小休いたします。（11時20分）

井川委員長

再開いたします。（11時20分）

高橋拠点整備課長

清水建設グループでありますけれども、75億106万8,536円で、1位の約75億3,100万円とよく似ておりますけれども、1番安い形であったということでございます。

四電工グループの西松建設株式会社の関係であります。唯一違うのは、株式会社大林組と清水建設株式会社はグループの代表企業でありまして、西松建設株式会社はグループの構成企業たる立場であります。委員からありました、昨年4月の農林水産省発注の東日本大震災復旧工事に関しまして、株式会社大林組や西松建設株式会社を含めた多くのゼネコンに対しまして、公正取引委員会が立入検査を行ったということは承知しております。当該事案については、現時点において公正取引委員会から検察庁への刑事告発等は確認をしておりませんが、その後の進展は不明であります。

先般、我々が四電工グループと交わしました基本協定においては、契約締結までにグループの構成員が逮捕され指名停止になった場合は、本契約は締結をしないこともあるとす一方、合理的な理由があつて県が変更を認める場合には、構成員の変更を認めるというリスクヘッジ、危機回避の規定も設けております。

仮に、契約締結までに議会の承認までに、何らかの事情を生じることがあれば、適切に対応してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、徳島東警察署は早期に整備する必要があると考えております。これは、将来の治安対策であるとか災害対策等々におきまして、多くの議論をされてまいり、早期に整備してほしいとの声もたくさん頂いております。事業を遅らせるわけにはならないと考えておりまして、その点について御理解を賜りたいと思います。

山田委員

早期にということで1点ですけれども、早期にといっても、今言われたように談合疑惑で1番、2番、飛んで3番。3番も言われたような状況を抱えているということを見たら急がば回れと、しっかりとしたものを県民の皆さんの前に提示しないといけないのではないかと。これは本会議などでも聞いていけないと思ふのですけれど、そこは私自身はずっと急がば回れと、しっかりとした業者を選定して、しっかりとした計画に戻すということが重要だと。

そのことで、実は四電工グループは、PFI検討委員会の中からも課題として挙げられている点があると思ふます。見たところ、周辺地域、いわゆる前の徳島地方裁判所より高いと。前の大林組グループは、ほぼ同じ高さだというふうな状況を、さきの11月議会で高橋課長からも答弁を頂きました。それ以外にも、3階以上に来庁者窓口があるというふうなこと等々課題があると思ふんです。この点については、どういう課題があつて、どういうふうな現時点では考えられているんですか。

高橋拠点整備課長

大林組グループに比べまして、四電工グループのほうが建物が若干高いというところがあります。裁判所は6階建てでありまして、新庁舎の提案は8階建てであり、おおむね10メートル程度の高低差があるということでもあります。

裁判所の庁舎と警察署の庁舎では、災害対策等の求められるべき機能は異なりますので、県警察といたしましては、庁舎の高低差が問題視されるべきものではないと認識をい

たしております。

井川委員長

小休いたします。（11時25分）

井川委員長

再開いたします。（11時25分）

高橋拠点整備課長

課題であります。今回の事業の選定委員会におきましても、各標目はホームページにも掲載しておりますけれども、選定委員の中では3階の窓口の問題、また導線の問題等々を頂いております。ここにつきましては次々点者を選ぶに当たって、最後の総合的な評価としまして、具体的な設計を進める中で、また双方の協議でクリアしていきたい課題、把握すべき課題を解決することになっております。繰り返しますけれども、来年の設計において、こういう面について、ソフト・ハードで対応してまいりたいと考えております。

山田委員

実は、四国放送でも放送されましたけれども、24年間裁判官を勤めて現在、法政大学大学院の教授が、この裁判所と警察が隣り合わせというのに非常に違和感があると。もちろん、内容に影響があるということはないだろうと前提に話をされていましたが、司法というのは形を非常に重視すると。だから、その面では違和感があるというふうなことを言われた、警察署が見下ろすふうな状況になるという問題。さらには、先ほど言ったように1位の大林組グループと2位の清水建設グループは、落札額が非常に接近していて、ここもどういうふうに発展するのかというふうな疑念を持ちます。

先ほども言いました、急がば回れと、やはり契約するのは拙速だろうと。また、弁護士や市民などの団体「徳島東署移転を考える県民の会」からも、場所のことを含めて、いろんな意見が出ています。

これについては引き続き、本会議、また付託委員会で議論を進めていきたいと思えます。

庄野委員

早く造らなければならないというのは理解できるんですけども、通常で言えば、1位と2位が契約できないということになれば、再び白紙に戻して契約を求めるとというのが通常みたいな気はするんですけども、今回そうしなかった1番の理由を聞かせてください。

高橋拠点整備課長

まずは、法令関係からお話をしたいと思います。地方自治法及び同法の施行令においては、随意契約ができる場合として、落札者が契約を締結しないときはできるんだという形を書いております。

我々が昨年6月の入札公告のときに、あらかじめ落札者決定基準というのを示しております。落札者との契約に至らなかった場合、つまり、今委員がおっしゃいましたように、第1位と契約に至らなかった場合には、次点者、次々点者の順に随意契約を行う場合があるということ、あらかじめうたっておりました。これは、いろんな形でリスクを回避する形を我々が設けておりました。というのも、1回契約を見送ると、少なくとも2、3年以上は遅れるのではないかと考えておりましたので、そういうリスク回避の規定をあらかじめ設けていたところでもあります。

他県の事業を見ても、本事業と同様に、次点者との随意契約を規定する事業は多々ありますので、制度上、また法令上問題ないと考えております。

また、内閣府が作成した、PFI事業実施プロセスに関するガイドラインというのがあります。これにおいても、落札者が契約を結ばない場合には、関係法令に従い随意契約を行うことが可能であるとしており、制度的に問題がないということ。

それと、先ほど山田委員にも答弁いたしましたけれど、我々、多様な意見に真摯に耳を傾けておりますけれども、多くの意見といたしまして早期に整備してほしい、これを数年遅らすことによって大きな影響が出るのではないかと考えておりますので、そういう制度に従って、淡々と契約手続を進めたということでもあります。

庄野委員

四電工グループが当初3番手だったけれども、立派な仕事をしたと言われるように、きちんとした工事が行われているかどうかを監視する仕組みもきちんとあるでしょう。だから、3番手のところがやっているという印象を今は受けるかも知れませんが、なるほど立派な安全性や環境に配慮した、すばらしい工事をやっていると思われるようにしてほしいと思っています。

また、物価変動による増減額等を加算した額ということ、例えばコンクリートや鉄骨とかそういうふうな物が、東京オリンピック・パラリンピックの影響とかで、かなり高騰している部分もあったり、また人件費が高騰している部分もあったりしています。そういうふうなことで工事が開始されて、かなり上がっているから増やしてくれというふうなことがあった場合に、先ほど山西委員も質問されていましたが、青天井じゃないんでしょう。例えば、鉄骨材料が2倍になったような場合に、その部分を丸々加算した支出をすれば、ばく大な価格がかかるようになりますから、幾らかの縛りはあるんでしょう。そうでないと、うったて75億円ぐらいということであっても、物価の変動等によってOKですよということをうたってしまいますと、その施工業者の鉄骨などの納入価格をうのみにして加算したら、すごい膨らんでいきます。

そこらの縛りを何かチェックする体制や、適正な価格とかいうふうなものは、きちんとしているのですか。

高橋拠点整備課長

まず1点は、モニタリングでありまして、これは1位、2位、3位であっても、また通常の官庁工事であっても、やはり事業を発注した以上は、我々としましては適切なモニタリングであるとか確認作業をして、それが設計どおりできているのかどうかというのを確

認するのは当然であります。来年度以降も、そういうモニタリング作業というのは事業費も計上しておりますけれども、しっかりとやってまいりたい。

物価変動の指数につきましてであります。これは、通常の官庁工事と実は同じ制度設計であります。物価変動の指数というのも1.5%という話をしました。東京オリンピック・パラリンピックの契約が全て進んで、これからやや緩やかに落ち着いていくのではないかとの見通しですが、1.5%以上の増減がある場合は我々が負担する、これ未満であれば先方がリスクを負担するという事になっています。

この1.5%以上うんぬんというのは、国土交通省等々の指数を踏まえたものでありますから、当然、無尽蔵、青天井にあるものではなくて、通常の営繕工事と同じ指数で行うものでありますので、そういう御心配はいらないと考えております。

庄野委員

心配いらないということですが、加算し、額が上がりますというふうな決定をしようということになったときは、議会には増加の契約みたいな提案はあるんですか。

高橋拠点整備課長

契約額の変更という形になれば、議会の話になるものと考えております。

庄野委員

分かりました。それと、四電工グループということは、非常に徳島県にも関係の深い企業になりますので、多分、地元の企業、下請事業者、地元の方々の雇用とかに、かなり良い影響を与えるのかという気はしております。

そのときに、下請、孫請、曾孫請の仕事をしている方々、実際に現場で仕事している方々への賃金は、よく公契約法・公契約条例ということをおっしゃるけど、県内の経済を活性化するというのは、一つの公共事業の大きな役割でもあると思います。そういう面では、現場で仕事をされている方々に、きちんと設計労務単価当たりの賃金が支払われているかどうかというのをチェックしていく必要があると思うんです。

例えば、元請事業者に対し、きちんと労働者に賃金が支払われるような仕組みをやるべきだと思いますけれど、ここらはどうですか。

高橋拠点整備課長

2点ありまして、今回の提案は、地域経済への配慮という形で具体的に、地元経済に直接効果があるような発注物でありますとか、そういう提案が出ております。その点につきましてはしっかりモニタリングをして、委員がおっしゃるとおり我々の責任として、そういうことが提案どおりなされているかどうか確認していきたいと考えております。

もう1点、先ほどの議会の承認につきまして、あらかじめうたっている契約に関しましては承認がいらぬということですので、必要に応じて報告してまいりたいと考えております。

庄野委員

報告という形になるのですか。

井川委員長

小休いたします。（11時36分）

井川委員長

再開いたします。（11時36分）

高橋拠点整備課長

今回、議案に盛り込んでおります変動や消費税につきましては、議会の承認はいらないということであります。また、それ以上に大きな契約の変更が必要な場合においては、議会の承認が必要であると、そういう認識でお願いしたいと思っております。

庄野委員

例えば変更が大きくあるような場合、1億円、2億円も違ってくるという場合は、やはり議決はというふうなことですけど、順次、こういうふうな経過で検証が進んでいますという報告はやっていただきたいと思っております。それはいかがですか。

高橋拠点整備課長

工事でありますので、将来の予測が見込めないというのは当然あると思っております。先ほど言いましたように、埋蔵文化財等の関係もありますし、予期せぬものもあると思っております。そういう形で大きな契約変更を伴い、また増減を伴う場合は、当然に議決が必要になるかと思っておりますので、その点については適切に対応してまいりたい。通常ベースにおいて、営繕工事同様の契約変更があるのであれば、それは内容によって判断した上で報告してまいりたいと考えております。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で、本件に関する質疑を終わります。

議事の都合により、小休します。（11時38分）

（中山委員復席）

井川委員長

再開いたします。（11時39分）

それでは、改めて質疑をどうぞ。

山西委員

先ほど、本部長及び生活安全部長から御説明をいただきましたけれども、この度の条例改正、迷惑行為防止条例の改正案について確認をしておきたいと思っております。

法律ではなく条例で定めるということをごさいますて、規制の必要性についてそれぞれの都道府県で判断をするということでありまして、徳島県だけ規制が厳しいという状況になっては、県民目線や公平性の指摘も危惧をされるところであります。

ここで確認をしておきますが、他県でも条例改正が順次進んでいるようでありますので、四国3県の制定状況について、まずは確認しておきたいと思えます。

船本生活安全企画課長

今、定例会に上程している改正案では、一つに集会場等の準公共空間における盗撮行為等、二つに住居等における盗撮行為等、三つに写真機を設置するなどの盗撮の準備行為について、規制を拡大しているものです。

現時点において、四国の他県でこの3項目全てを規制している県はございませんが、愛媛県においては、この3項目のうち準公共空間における盗撮行為、写真機を設置するなどの盗撮の準備行為の2項目について、既に規制済みと承知しております。

また、香川、高知両県は、現時点においては、条例改正に至っていないものと承知しているところをごさいます。

山西委員

カメラの設置自体が違反ということになりますと、風呂場、温泉、銭湯や更衣室などでの被害防止に一定の効果があるというふうに思えます。しかしながら、施設の事業者あるいは風呂屋を経営している方が管理上カメラを設置するケース、盗撮目的ではなく温泉の運営・管理上カメラを設置するということは当然あり得るというふうに思えます。

そうなりますと、この温泉の経営者が即この条例違反となるのか、そこを確認しておきたいと思えます。

船本生活安全企画課長

改正条例第4条第4項の写真機等を向ける行為、設置する行為については、規制場所において、正当な理由なく下着等を撮影する目的で写真機等を設置等する行為を規制しているものであります。したがって、いわゆる防犯や施設管理のため、本来の目的に沿った形で設置するカメラについては、規制の対象外になるものと判断されるものです。

条例の適用については、個別の事案に応じ、個々具体的に判断してまいり所存でございませう。

山西委員

もう一つ、最後に確認をしておきたいと思えますが、今、民泊がどんどんと普及しておりますので、本県でもそういった動きもある。それから、スマートフォンの普及やカメラの小型化、性能もここ最近、大変向上しているわけをごさいますて、そういった社会情勢を踏まえると、今回の条例改正というのは私も必要であるというふうに思っております。他方、この条例改正で拡大解釈がなされて、いたずらに県民生活を縛るようなことがあつては、本末転倒だというふうに思っております。

改正案では新たな規制範囲として、集会所や事務所、教室等に加え、その他の不特定又

は多数の人が利用されるような場所と、ふわっと包括的に文言が規定されているというふうに私は感じておりまして、もっと具体的に限定すべきではないか、拡大解釈がなされないよう対応すべきでないかというふうに思っております。そのあたりの御見解をお尋ねします。

船本生活安全企画課長

委員御指摘のとおり、盗撮事案は、スマートフォンの普及や撮影機器の小型化等を背景に、全国的にも規制対象外の場所において発生しておりまして、県民等の平穏な生活を確保するために、この度の改正となったところでございます。

改正条例第4条第3項においては、公共の場所や公共の乗物に該当しない準公共空間とも言うべき、集会場や事務所、教室、貸切バスやタクシーなどのように、不特定又は多数の人が利用するような場所又は乗物を規制場所としているところです。

例示以外では、パーティー会場や研修会場等が該当すると考えられますが、規制場所を限定的な列挙にせず、その他の不特定又は多数の人が利用するような場所とすることにより、個別具体的な事案に照らして、県民等の平穏な生活を保持するため、違法な盗撮行為等を防止することができると考えているところであります。

条例の適用に当たりましては、条例改正の本来の目的を逸脱することなく、厳格に運用してまいり所存でございます。

山西委員

先ほどの答弁の中で、逸脱することなくということ、今御答弁いただきましたので、そこはしっかりと受け止めて、また、この度の条例改正というのは、大きな条例改正になりますし、県民生活にかなり密着した条例改正ということでございます。しっかりと県民の皆様方にこれから周知徹底を図っていただいて、悪質な盗撮行為をしっかりと厳しく処罰していただきたいと思っております。

そのあたりの周知徹底をこれからも積極的に行っていただくことをお願いして、終わらせていただきます。

庄野委員

私も関連でお聞きしたいと思います。盗撮行為、これはもう犯罪です。盗撮行為の対象範囲を公共の場以外に付け加えるということで、私は従前から民泊の場合の盗撮とか、そういうふうなことを言うておりましたので、歓迎したいと思っております。

盗撮の部分で、風呂場や更衣室とかで裸でいるような場所での盗撮を今回、規制対象に加えるということでございますけれども、これも言うまでもなく犯罪だと思っておりましたけれど、今までの条例では、そういう場所、風呂場や更衣室とかでの盗撮というのは違反にはならなかったのですか。

船本生活安全企画課長

現行条例におきましても、公衆が利用することができる浴場、便所、更衣室などについては、盗撮行為を規制しているところでございます。

しかしながら、公衆が利用するとは言えない浴場、便所等における盗撮行為については、個別具体の事案に即して、住居侵入罪や軽犯罪法第1条第23号の窃視の罪など、適用可能な法令を駆使して、検挙等の措置を執っているところでございます。

庄野委員

よく分かりました。当然、盗撮というふうなことになるれば、即逮捕というふうに思いま
すけれど、従前は住居侵入とか、そういうふうな罪を調べていかないとなかなかというの
が、今回の条例改正で新たな準公共空間を加えるということで、それがとがめられるとい
うことで、これは当たり前のことだというふうに思います。

それと、民泊ですけれど、民泊新法というのが今年の6月から施行ということで、かな
り多くの方々が民泊の対象に手を挙げてくるというふうなことが予想されます。民泊もい
ろんな形で問題があり、東京都内でもゴミを捨てたりと迷惑的な行為があったりして、規
制する条例を作りかけているようなところもあるんですけど、今回の条例改正に絡ん
で、民泊での盗撮行為についても本条例は適用されるのですか。

船本生活安全企画課長

御質問の民泊における盗撮行為については、例え個人の住居であっても、正当な理由な
く盗撮したとの認定ができれば、この改正条例の住居等における、のぞき見、盗撮行為、
第4条第3項若しくは盗撮目的で写真機等を設置する行為、第4条第4項の適用が可能で
あると考えているところです。

庄野委員

やはり民泊では、それが重要だと思うんです。前に、ここで指摘したことがあるんです
けれど、この条例ができることによって、そういうふらちな、例えば民泊に来た方々の風
呂場や寝室とか、そういうところの盗撮を予防する、防止するということは非常に重要な
ことでございます。この条例ができることで、きちんと抑止できるということで私は理解
しております。これは良いことだと思います。

それで、この条例というのは罰則というのは説明がありませんでしたけれども、どうい
うふうなことになるのかお聞かせください。

船本生活安全企画課長

罰則は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金となっております。

庄野委員

分かりました。それが軽いのか重いのかよく分かりません。従前というか、公共の場で
盗撮したとか、そういうふうな罪と比べたらどうなんですか。重いのですか、軽いのです
か。

船本生活安全企画課長

罰則につきましては、この度の改正では変えておりませんので、従前の条例の罰則のま

まということになります。

なお付け加えますと、常習として当該違反をした者については、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金ということで、罰則自体が上がる条例になっております。この罰則の関係についての改正はございません。

庄野委員

先ほども山西委員も言われましたけれど、県民への周知で、民泊に手を挙げようという方も含めて、これからインバウンドの観光客も大分増えると思うのですが、そうした場合に、本県はホテルも少ないので民泊に頼るといえることが多くなろうかと思えます。

安心して県内を観光して宿泊していただけるというふうな環境を作るために、そういうところはきちんと県警察も含めて監視していますよと、もし、そういうふらちな民泊も含めた業者があれば、厳格に処罰をしますというふうなことも広報しながら、県内に安心して入って来てくれる方々を受け入れていただきたいと思えますので、そのことを申し上げて終わります。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

午食のため、休憩いたします。（11時54分）